

令和7年度 AI 校務サポート推進事業における生成 AI 活用支援員派遣業務

AI 校務サポート推進事業における生成 AI 活用支援員派遣業務について、次のとおり企画提案を募集するので公告する。

令和7年7月4日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 趣旨

令和7年度 AI 校務サポート推進事業における生成 AI 活用支援員派遣業務にかかる業務を委託する者を選定するために、本業務に係る企画提案を公募する。

2 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、本県から指名停止及び指名除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 企画提案書の提出期限において、県税の滞納がないこと。
- (5) 国・地方公共団体等に対して、人材育成等に係る業務受託実績等や、これに係るノウハウを有すること。
- (6) 県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- (7) 教育情報化コーディネータの有資格者、または ICT 支援員能力検定試験の合格者（複数名）が在籍していること。
- (8) 今回の業務を実施するため、正・副1人以上の専任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- (9) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における ISMS（JIS Q27001（ISO／IEC27001））認証を取得していること。（共同提案の場合、導入等に係る機微情報を取り扱う業務を行う事業者のみの資格取得で構わない）
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者（再生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でない。
- (11) 応募は、共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ①共同企業体を代表する事業者が応募申請すること。
 - ②共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格(1)～(4)、(8)及び(10)の要件を

満たす者であること。

③共同企業体を構成する事業者のうち、1事業者以上が(5)～(7)及び(9)の要件を満たす者であること。

④共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。

⑤共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。

⑥共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。

(12) 1提案者（共同企業体で実施する場合は1共同企業体）につき、提案は1件であること。

3 内容及び選定方法等

詳細については、別途交付する「企画提案応募要領」（以下、「応募要領」という。）及び「仕様書」を参照すること。

4 書類の提出場所等

(1) 企画提案書等書類の提出場所

AI 校務サポート推進事業企画提案選定委員会
沖縄県教育庁教育 DX 推進課
〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
T E L : 098-894-3265

Mail : aa318900@pref.okinawa.lg.jp

(2) 提出方法

○企画提案書：(1)の場所に持参または郵送により提出すること。

※但し、郵送の場合は提出期限内に到着するよう送付ください。

(3) 主なスケジュール

○質問書受付期限 : 令和 7 年 7 月 10 日 (木) 12 時

○企画提案書提出期限 : 令和 7 年 7 月 24 日 (木) 12 時

○企画提案選定委員会（プレゼンテーション審査）

: 令和 7 年 8 月 4 日 (月) (予定)

5 その他

(1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類等の作成及びプレゼンテーション等への出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(3) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。

(4) 委託先の選定にあたっては、提案された内容を総合評価し決定する。このため、業務を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

(5) 1事業者（複数の事業体で事業を実施する場合は1企業共同体）あたり、提案は1件とする。

(6) その他詳細は、「仕様書」による。